

伊勢市公報

第471号
令和7年6月20日
金曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	14
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	16
○ 令和7年度国民健康保険料率について	18
○ 市議会定例会の招集について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	25
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	26
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	27
○ 農業委員会総会の招集について	28
上下水道事業告示	
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	29
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	31
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	33
公 表	
○ 令和6年度における公文書の公開等に係る実施状況について	36

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年6月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の4条を加える。

（妊婦給付認定の申請等）

第1条の2 府令第1条の4の2第1項の申請書は、妊婦給付認定申請書（様式第1号）とする。

2 市長は、法第10条の9第1項の規定による申請があった場合において、妊婦給付認定を行ったときはその旨を妊婦給付認定通知書（様式第1号の2）により、当該申請を却下したときはその旨を妊婦給付認定申請却下通知書（様式第1号の3）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（妊婦給付認定の取消しの通知）

第1条の3 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦給付認定取消通知書（様式第1号の4）により、当該妊婦認定を取消しに係る妊婦給付認定者に通知するものとする。

（胎児の数の届出）

第1条の4 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数の届出書（様式第1号の5）により行うものとする。

（妊婦支援給付金の支払の通知）

第1条の5 市長は、妊婦給付認定者に対する妊婦支援給付金の支給を決定し、法第10条の14第1項の規定により当該妊婦給付認定者に妊婦支援給付金を支払おうとするときは、あらかじめ支払予定日及び支払金額を妊婦支援給付金支払通知書（様式第1号の6）により当該妊婦給付認定者に通知するものとする。

2 市長は、第1条の2第2項の規定による妊婦給付認定を行った旨の通知と前項の規定による通知とを併せて行う場合には、これらの規定にかかわらず、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式第1号の7）により通知することができる。

第4条中「様式第1号」を「様式第1号の8」に改める。

様式第1号を様式第1号の8とし、同様式の前に次の7様式を加える。

様式第1号（第1条の2関係）

妊婦給付認定申請書

（宛先）伊勢市長

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者の情報

		申請日	年	月	日	
ふりがな					年齢	歳
氏名					職業	
個人番号						電話番号
現住所	〒				母子健康手帳交付場所 ・番号 (お持ちの方のみ)	・伊勢市 (母子手帳番号：) ・市外 (場所： 番号：)
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月	
妊娠届出日時点の住所	(現住所と異なる場合のみ記載)					

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
診断した医師又は助産師の氏名	

（裏面あり）

様式第1号の2（第1条の2関係）

第 年 月 日
号 日

様

伊勢市長



妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に伊勢市外に転出した場合には、転出日をもって伊勢市の妊婦支援給付認定は、取り消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます。）

また、取消しにより伊勢市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号 日

様

伊勢市長



妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号

様

伊勢市長



妊婦給付認定取消通知書

次のとおり妊婦給付認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 取消しの日 年 月 日
- 2 取消しの理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号の5（第1条の4関係）

胎児の数の届出書

(宛先) 伊勢市長

1 届出者の情報

		届出日			年	月	日
ふりがな		生年月日	年	月	日		
氏名		電話番号					
住所地	〒	母子健康手帳交付場所・番号 (お持ちの方のみ)	・伊勢市 (母子手帳番号:) ・市外 (場所: 番号:)				

2 胎児の数: _____人

3 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の名称: _____

4 現在の状況

流産・死産後 ➡ 流産・死産と診断された日 _____年 _____月 _____日

妊娠中 ➡ 出産予定日 _____年 _____月 _____日

出産後 ➡ 児の氏名 _____ (_____年 _____月 _____日生まれ)

児の現住所(産婦と異なる場合) _____

5 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金(2回目)の支給(胎児の数×5万円)を

希望します。



- ①他の自治体において子育て応援ギフト又は妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けていません。
 - ②申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がない限り、申請者が伊勢市からの連絡、確認に応じられない場合は、本給付金が支給されないことに同意します。
 - ③本事業の適切な実施のため、関係機関等に必要な情報(妊婦健診など)を確認し、又は提供することに同意します。
 - ④本給付金の支給後、本申請書の記載内容について虚偽が判明した場合や、本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。
- ①~④の全てにチェックがある場合に限り、本給付金の支給対象者に該当し、本給付金を受け取ることができます。

希望しません。

6 振込先口座

公金受取口座 ※国に登録した口座

その他の口座

※指定できるのは、申請者本人名義の口座のみです。口座確認書類の写しを別紙に貼り付けてください。

銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協	本店		種目	口座番号						
	支店 出張所			1 普通預金 2 当座預金						
金融機関コード		店舗コード								
フリガナ										
口座名義人										

様式第1号の6（第1条の5関係）

第 年 月 日
号

様

伊勢市長



妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので
通知します。

記

- 1 支払予定日 年 月 日
- 2 支払金額 円

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に伊勢市外に転出した場合には、転出日をもって伊勢市の妊婦支援給付認定は、取り消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます。）

また、取消しにより伊勢市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

記

- 1 支払予定日 年 月 日
- 2 支払金額 円

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則様式第1号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則様式第1号の8によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成 22 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 伊勢市こども発達支援施設

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 127 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
計			1 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内）

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第128号

令和7年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和7年6月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{6.71}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 26,800円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 17,700円 |
| 特定世帯 | 8,850円 |
| 特定継続世帯 | 13,275円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{2.85}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 11,200円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯	7,500円
特定世帯	3,750円
特定継続世帯	5,625円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.78}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,900円
(3) 世帯別平等割	5,800円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	18,760円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	12,390円
特定世帯	6,195円
特定継続世帯	9,293円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	13,400円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	8,850円
特定世帯	4,425円
特定継続世帯	6,638円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	5,360円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	3,540円
特定世帯	1,770円
特定継続世帯	2,655円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	7,840円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	5,250円
	特定世帯	2,625円
	特定継続世帯	3,938円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	5,600円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,750円
	特定世帯	1,875円
	特定継続世帯	2,813円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	2,240円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,500円
	特定世帯	750円
	特定継続世帯	1,125円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	8,330円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	4,060円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,950円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,900円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,380円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,160円

伊勢市告示第 129 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 7 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 7 年 6 月 16 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 130 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
光の街区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 前 田 昌 和

省略

変更後 福 井 正 幸

省略

伊勢市告示第 131 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 下 浩 史

省略

変更後 濱 田 雅 史

省略

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和7年6月10日

伊勢市教育委員会
教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和7年6月16日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第26号 伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
 - 議案第27号 学習者用端末の取得について
 - 議案第28号 小俣図書館空調設備改修工事の請負契約について
 - 議案第29号 令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
 - 議案第30号 学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第31号 図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和7年6月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,025人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

16,868人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

33,735人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 101,203人

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第25回定期総会を次のとおり招集します。

令和7年6月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年6月16日(月)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御菌公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 令和6年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - 議案第2号 令和7年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第234回総会を次のとおり招集します。

令和7年6月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年6月16日(月)午後3時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市水道事業に係る公金事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）第 5 条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 公金事務の委託を受けた者
津市栄町 2 丁目 466 番地
楠井法律事務所
代表 楠井 嘉行
- 2 委託した公金事務に係る歳入
水道料金
- 3 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 7 年 6 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
3	杉山設備 株式会社	伊勢市宮川 1 丁目 13 番地 12	令和 7 年 6 月 4 日	令和 12 年 9 月 29 日
6	ナカヤ住設	伊勢市二俣 1 丁目 19 番地 9	令和 7 年 5 月 20 日	令和 12 年 9 月 29 日
7	株式会社 サンシン	伊勢市田尻町 441 番地 1	令和 7 年 5 月 13 日	令和 12 年 9 月 29 日
11	前田設備	伊勢市下野町 257 番地 2	令和 7 年 5 月 9 日	令和 12 年 9 月 29 日
28	株式会社 前田組	伊勢市宇治浦田 3 丁目 17 番地 34	令和 7 年 5 月 22 日	令和 12 年 9 月 29 日
29	有限会社 ユニティー	伊勢市鹿海町 629 番地	令和 7 年 5 月 16 日	令和 12 年 9 月 29 日
34	有限会社 羽田野設備	伊勢市村松町 1356 番地 12	令和 7 年 5 月 14 日	令和 12 年 9 月 29 日
39	株式会社 ハヤシコーポ レーション	松阪市曾原町 728 番地 4	令和 7 年 5 月 27 日	令和 12 年 9 月 29 日
40	二宮設備工業	伊勢市船江 2 丁目 23 番地 13	令和 7 年 5 月 15 日	令和 12 年 9 月 29 日

71	株式会社 丸吉建工	度会郡玉城町 佐田 245 番地 1	令和 7 年 5 月 28 日	令和 12 年 9 月 29 日
75	南水道	度会郡南伊勢町 河内 360 番地 2	令和 7 年 5 月 23 日	令和 12 年 9 月 29 日
81	橋爪建材 株式会社	伊勢市小俣町 明野 1720 番地 1	令和 7 年 5 月 28 日	令和 12 年 9 月 29 日
95	有限会社 出口組	伊勢市小俣町 宮前 254 番地 1	令和 7 年 5 月 15 日	令和 12 年 9 月 29 日
391	株式会社 ニッセイ	津市豊が丘 5 丁目 5 番地 7	令和 7 年 5 月 12 日	令和 12 年 5 月 28 日
393	株式会社 マルキン	津市久居明神町 1615 番地 1	令和 7 年 4 月 18 日	令和 12 年 7 月 30 日

伊勢市公告第 29 号

第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）を公表します。

なお、第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 6 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市環境生活部環境課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 令和7年6月16日（月）

至 令和7年7月16日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3期伊勢市生活排水対策推進計画（案）」に対する意見として伊勢市環境生活部環境課に持参、郵

送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所本庁舎本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1003472>

(3) 意見の提出期限

令和7年7月16日（水）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5541

伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）第20条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

令和7年6月6日

伊勢市長 鈴木 健一

1 公文書公開請求の状況

令和6年度における公文書公開請求件数は、118件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	7	5	7	4	9	23	13	11	10	3	22	4	118

2 公文書公開請求の実施機関別状況

令和6年度の公文書公開請求の実施機関別状況については、市長101件、教育委員会15件、消防長2件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市長	総務課	2	教育委員会	15
	課税課	3	消防長	2
	広報広聴課	3		
	資産経営課	3		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	3		
	環境課	1		
	医療保険課	2		
	高齢・障がい福祉課	2		
	福祉総務課	4		
	農林水産課	2		
	観光振興課	1		
	監理課	12		
	都市計画課	5		
	基盤整備課	1		
	維持課	51		
	上下水道総務課	1		
	料金課	1		
	上水道課	1		
	下水道建設課	2		
計 20課	101	計	17	
合		計		118

3 公文書公開請求の決定等状況

(1) 決定等状況

公文書公開請求に対するその決定等状況は、公開 32 件、部分公開 38 件、請求却下 45 件、取下げが 5 件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	118	32	38	0	45	0	115	5	120

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

理 由	部分公開	非公開	請求却下等	合計
個人情報（条例第 9 条第 1 号）	31	0	X	31
法人等情報（条例第 9 条第 2 号）	17	0		17
公共の安全、秩序維持情報（条例第 9 条第 3 号）	0	0		0
意思形成過程情報（条例第 9 条第 4 号）	0	0		0
事務事業の執行情報（条例第 9 条第 5 号）	5	0		5
請求拒否（条例第 12 条）	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			45	45
合 計	53	0	45	98

4 審査請求の処理状況

公文書の公開請求に対し、実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになってはいますが、令和 6 年度はありませんでした。

5 その他の処理状況

令和 6 年度に伊勢市情報公開審査会への情報公開制度の運用に関する諮問はありませんでした。